

## 平成24年度第4回 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場 運営協議会 議事要録

日時：平成24年7月31日 午後2時～4時

場所：八丈町役場 大会議室

出席者：協議会委員（9名）

### 1. 開会

一部事務組合 大下参事から、事務局長の異動に伴い、川島邦彦委員に代わり佐藤豪介委員が新たに就任した旨、報告した。

### 2. 議事

#### 2-1 浸出水の漏水を検知する方法について

##### 2-1-1 八丈島処分場における漏水検知方法について

事務局から、資料1～3に基づき、八丈島処分場における漏水検知方法について説明した。

- ① 埋立地の上流側、下流側にそれぞれモニタリング井戸を設け、水質を分析し比較することで、埋立地の地下水への影響の有無について評価することができる。
- ② 埋立地の底面部、遮水シートの外には、地下水集排水管、モニタリング専用管を敷設した。この管は、シートの外側の水を集水し、地下水ピットに導水する。地下水ピットの水を分析することで、シートに異常が起こった場合速やかに検知することができる。
- ③ 水質の分析頻度について、モニタリング井戸は年4回、地下水ピットは日常管理として電気伝導率の測定を行う予定である。

##### 2-1-2 漏洩電流式漏水検知方法について

応用地質株式会社 計測システム事業部 小林氏から、資料4に基づき、漏洩電流式漏水検知方法について説明した。

- ① 漏洩電流式漏水検知システムは、遮水シートが電気を通さない物質であることを利用した検知方法で、遮水シートの内側（埋立地内）と外側（埋立地外）に電極を設置し、通電する。シートに損傷があれば、水を通じて電流が流れ、損傷の有無及び損傷の位置を知ることができる。
- ② 測定結果に影響を及ぼす要因として、i)シート外周部の電気漏洩箇所の有無、ii)電極設置場所の湿潤状況、iii)埋め立て厚さ（5m未満）、等の注意点があるが、i)について八丈処分場では周囲との電氣的絶縁がなされている、ii)について埋立地が湿潤した状況で測定を行う、iii)について必要があれば安全にボーリングする、といっ

た対策を行うことで、本処分場でも十分に適用可能である。

- ③ 遮水シート損傷事故の大部分は、埋立初期に重機で破損することが原因である。よって、埋立の初期段階に本検知方法で検査することで、シートの安全確認ができる。

委員からの質問に対して、一部事務組合（＝一）、応用地質株式会社（＝応）から回答した。

Q. 遮水シートの耐用年数についての知見はあるか。

応. 農林水産省の研究所で30年経過したシートがあるが、劣化していないとの報告がある。また、電気式検知システムは20年程の実績を持つ技術であるが、検査した処分場にはそれ以前にシートが設置されたものもあり、20から30年は健全性を保っているケースがある。

Q. 地震により処分場が壊れた事例を知っているか。

応. 処分場は強固な地盤の上に建設されるもので、かつシート自体に伸縮性があるものなので、地震で壊れたという事例は聞いたことがない。

Q. 一部事務組合が、今回説明のあった漏水検知方法に決めた理由は。

一. 工事中の施工管理及び供用開始後の埋立管理を確実にを行うこと、地下水分析を行うこと、及び適切な時期に検査を行うことが、費用をかけずに確実に検知する方法と考えている。

応. シートの破損事故の大部分は、埋立初期の重機の破損によるものである。この点、一組も、よく注意してほしい。

Q. 大島処分場もこの方法で行っているのか。地下水は採水できているのか。

一. 大島処分場も地下水を採水し、分析している。

Q. 漏洩電流式漏水検知方法の資料、図-4について、上層シートと下層シートの損傷位置がずれていても、このような図が得られるのか。

応. 資料の図-4は上層シートの損傷を表している。八丈島処分場の場合、下層シートについて単独に示すことはできない。しかし、これまでの事故の事例では、下層シートが単独で損傷を受けることは殆どないこと、及び重機による破損の場合は上層・下層両方のシートが損傷を受けることから、上層シートの破損を検知できれば、シート全体の健全性を評価できると言える。

また、委員から、埋立時の重機による破損事故に注意するよう、一組に対して要望があった。

## 2-2 建設工事の進捗状況について

今回は現場確認がないため、事務局から、写真を用いて工事の進捗状況を説明した。

## 2-3 その他

その他の内容として、委員からの質問に対し、回答した。

- Q. 埋立計画では、焼却残さと不燃物を埋め立て、17年間使用することになっていたが、埋立物が焼却灰のみとなったことで使用期間はどうか。
- 一. 処分場の埋立対象物は一組の議会で決められるものであり、今後、議会の決定により不燃物等も受け入れることになるかもしれないので、現時点では確実な回答はできない。

以上